

# 第 3 章 公共下水道(汚水)の 普及状況

1. 汚水整備事業
2. 水洗化の促進

## 1. 汚水整備事業

汚水整備事業は、昭和 33 年より計画的な取り組みを進めており、平成 8 年には下水道整備緊急措置法に基づく第 8 次下水道整備 5 ヶ年計画を策定し、これに基づき整備推進を図ってきました。

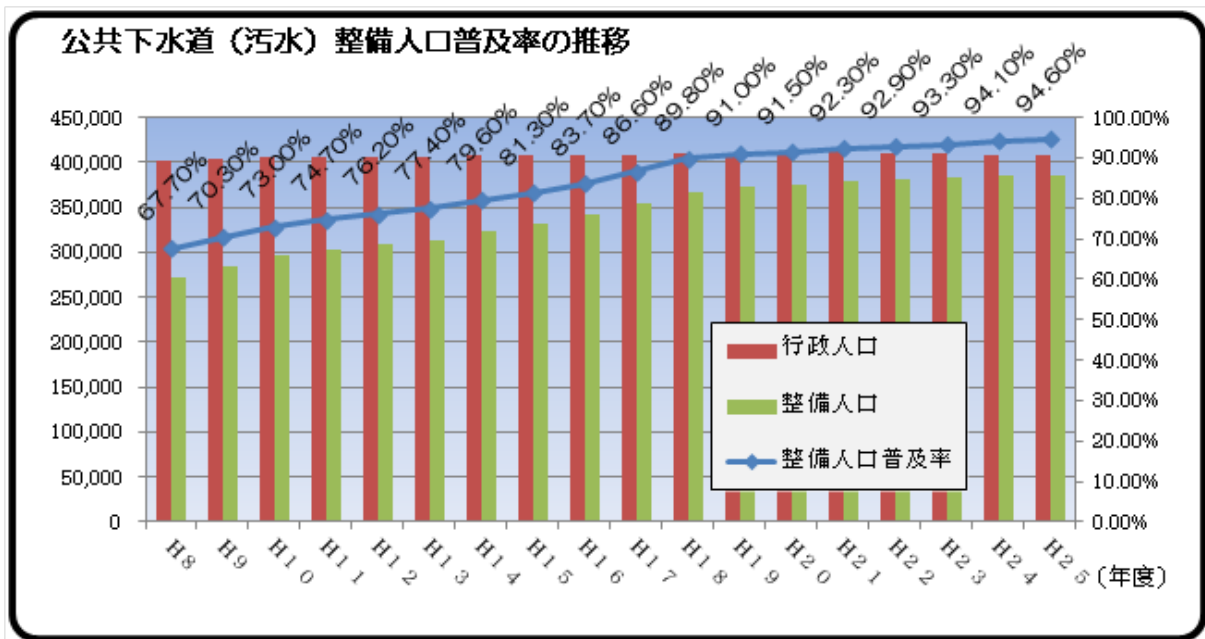
この計画は、平成 14 年度までの計画期間でしたが、本市においては下水道事業を継続的に進める必要があったため、本市独自の整備計画として、平成 13 年度に「下水道特別会計経営健全化計画」の策定を行い、その計画に基づいて平成 15 年から平成 24 年までの「下水道整備 10 ヶ年計画」を策定しました。

その後、平成 25 年度「枚方市上下水道ビジョン」で示された実施計画では、平成 30 年度の住宅系地域の概成整備を目指します。

現在、「淀川左岸流域関連公共下水道」と「寝屋川北部流域関連公共下水道」を合わせ、汚水整備人口普及率 100% を目標に取り組んできた結果、平成 25 年度末には 94.6% となりました。

(H25 年度末現在)

計画面積 (A)	処理面積 (B)	普及率 (B) / (A)
5,227	3,288	62.9
行政人口 (C)	整備済面積 (D)	整備率 (D) / (A)
407,558	3,315	63.4
	処理人口 (E)	普及率 (E) / (C)
	383,807	94.2
	整備済人口 (F)	整備率 (F) / (C)
	385,749	94.6
	水洗化人口 (G)	水洗化率 (G) / (E)
	371,697	96.8



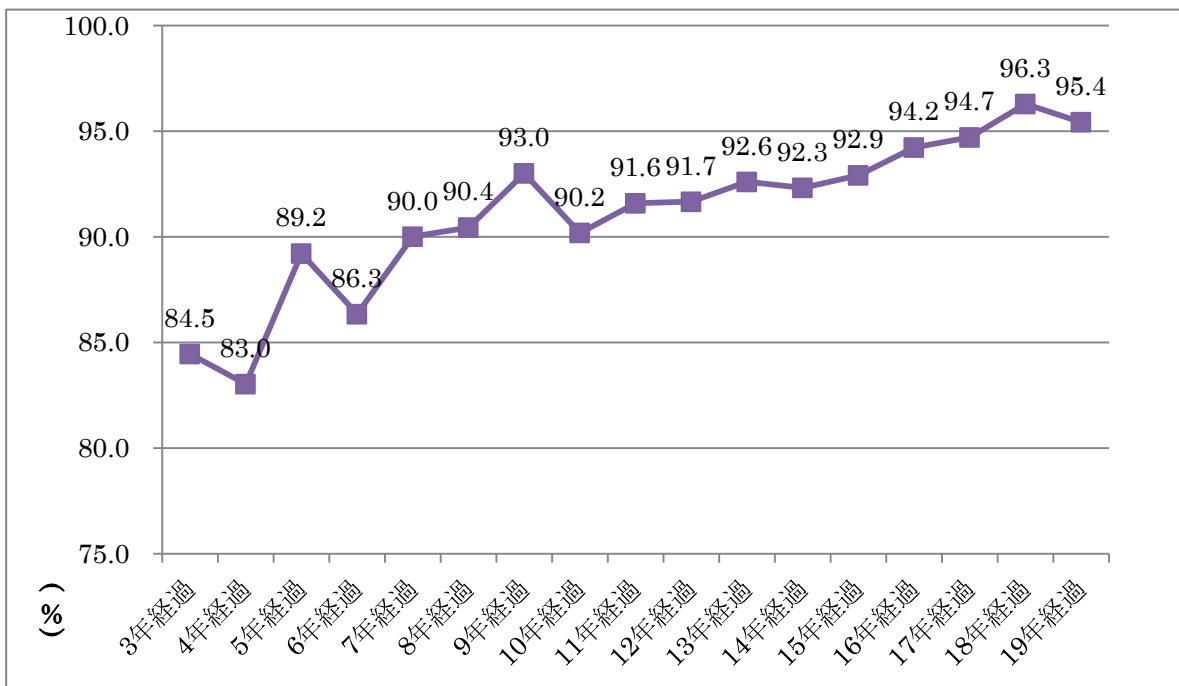
## 2. 水洗化の促進

汚水整備事業によって新たに公共下水道の供用が開始された区域の家屋（改造義務家屋）所有者は、供用開始日から3年以内に公共下水道へ接続するための家屋の改造工事、いわゆる水洗化を行っていただく必要があります。

水洗化の促進は、公衆衛生の向上や公共用水域の保全など下水道本来の目的であるとともに、水洗化による下水道使用料は、公営企業における経営健全化のための欠かすことのできない財源となっています。

しかしながら、供用開始日から3年を経過しても水洗化されない「未接続家屋」は供用開始区域の拡大に伴い年々増加傾向にあるため、これまでの制度の更なる活用や見直しを含めPR活動など、水洗化促進に向けた様々な取組みを強化する必要があります。

### 【供用開始から経過した年数ごとの水洗化済家屋割合の推移】



### 【水洗便所改造状況】

(単位：戸)

供用開始年度	改造義務戸数	改造戸数					未改造戸数
		22年度迄	23年度	24年度	25年度	計	
22年度まで	77,071	71,490	869	572	236	73,167	3,904
23年度	720	—	343	135	42	520	—
24年度	590	—	—	286	94	380	—
25年度	1392	—	—	—	509	509	—
合計	79,773	71,490	1,212	993	881	74,576	—

### 【未改造状況（義務期限3年経過分）】

(H25年度未改造)

区域名	改造義務戸数	改造戸数	未改造戸数	改造率
北部	3,391	3,376	15	99.5
中部	58,579	54,920	3,659	93.8
南部	15,101	14,871	230	98.5
合計	77,071	73,167	3,904	—

[注] 全改造率：94.9%